

指定障害児通所支援事業所
管理者 殿

江戸川区福祉部障害者福祉課長

児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインの
自己評価の実施及び公表状況について

平素より、江戸川区の障害児（者）福祉にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
ございます。

標記について、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）の改正に伴い、児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者は、事業所の体制等について質の評価を行い、改善を図るとともに、質の評価及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）をおおむね1年に1回以上、インターネットの利用その他の方法で公表することが義務付けられました（基準省令第26条第5項、第54条の5、第54条の9、第71条、第71条の2及び第71条の6）。

これに伴い、自己評価結果等の公表について届出されていない場合は、自己評価結果等未公表減算の対象となり、届出がされていない月から当該状態が解消に至った月まで、障害児全員について減算されることとされています。

公表及び届け出は、毎年実施することが必要であり、具体的な公表及び届出の提出期限について、江戸川区では下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきようご対応いただくようお願いいたします。

記

1 公表方法について

公表方法については、原則インターネットを利用すること。事業所のホームページ等がない場合は、独立行政法人福祉医療機構が運営するWAM NETを活用（※）するなど、工夫すること。

（※）WAM NETで登録する事業所情報の「サービス内容」の「利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等」にある「第三者評価の結果」の欄にPDFを掲載することで、インターネットでの公表を行ったものとみなします。

<公表時の注意点>

- ① 本制度の公表は、広く公表することが求められており、保護者への結果周知や施設内での掲示等の特定の者しか見ることができないものについては、公表したこととしない点に留意すること。
- ② 公表時には、評価の実施時期と公表の実施時期が分かるように掲載すること。

2 減算の適用について

自己評価結果未公表減算については、自己評価結果等の公表が届出されていない場合に適用されます。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について基本報酬（児童指導員等配置加算の単位数を含む）から15パーセント減算することとなっています。

また、第三者評価は社会福祉法に基づくものであり、基準省令に定められている自己評価とは別です。第三者評価を行っていれば、自己評価やその公表をしなくてよいということではありません。自己評価結果等の公表及び江戸川区への届出が行われていなければ、自己評価未公表減算の対象となりますので、ご注意ください。

3 提出期限について

(1) 新規に指定を受けた事業所

指定日から1年以内に公表を行うこと。なお、江戸川区への届出は、公表の実施時期から1か月以内に行うこと。

例：令和2年4月1日に指定を受けた事業所の場合、令和3年3月末までに評価の公表を行い、江戸川区への届出は、令和3年4月末までに行う。

(2) 前年度に自己評価結果を公表し、届出を行った事業所

前回の公表の実施時期から1年以内に公表を行うこと。なお、江戸川区への届出は、前回の公表の実施時期から1年1か月以内に行うこと。

例1：前回の公表の実施時期が令和2年3月の場合、令和3年3月末までに自己評価結果等の公表を行い、江戸川区への届出は、令和3年4月末までに行う。

例2：前回の公表の実施時期が令和2年1月の場合、令和3年1月末までに自己評価結果等の公表を行い、江戸川区への届出は、令和3年2月末までに行う。

例3：前回の公表の実施時期が令和2年5月の場合、令和3年5月末までに自己評価結果等の公表を行い、江戸川区への届出は、令和3年6月末までに行う。

4 自己評価結果公表の報告手続きについて

(1) 対象となる支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

(2) 提出先

〒132-8501 東京都江戸川区中央1-4-1

江戸川区 福祉部 障害者福祉課 事業者支援係

(3) 提出書類

江戸川区ホームページに掲載している「障害児通所支援事業の変更の届出書類」をダウンロードの上、必要書類一式を提出してください。

①変更届出書（第3号様式）

※「13 障害児（入所・通所）給付費の請求に関する事項」に○をつけ、変更後の欄に「自己評価結果等未公表減算なし」と明記すること。

※「変更年月日」については、平成30年4月までに指定を受けた事業所は、原則、「令和3年4月1日」と記載し、令和4年以降も同様に4月1日と記載すること

【3（2）例1及び2】。

また、平成30年5月以降に指定を受けた事業所については、毎年指定月の1日の日付を記載すること【3（2）例2の場合、「令和3年5月1日」と記載】。

ただし、自己評価結果を公表しておらず、未公表減算になった場合には、解消に至った月から1年後の翌月1日を記載すること。

例：平成29年4月に指定を受けた事業所で、令和2年11月に届出を行い、令和2年4月から令和2年11月まで自己評価結果未公表減算の対象となっていた場合、変更年月日は令和3年12月1日と記載する。

②児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインの自己評価の実施及び公表状況に関する届出書

※公表方法に応じ、添付書類が必要な場合は添付すること。

5 その他

アンケート実施の際には、本人が特定されないような配慮・工夫をお願いいたします。

以上

住 所：〒132-8501 東京都江戸川区中央1-4-1

担 当：江戸川区 福祉部 障害者福祉課 事業者支援係

TEL：03-5662-0712（直通）

FAX：03-3656-5874